

## 神奈川中央交通における乗務員に対する健康管理について

## 1. 定期健康診断の実施（年 2 回）と追跡管理

労働安全衛生法に基づき年 2 回、定期健康診断を実施しております。

定期健康診断結果については、産業医の判断により二次健康診断を受診させ、さらにその結果について医師の意見聴取を行っております。また、健康診断結果を「乗務員台帳」や「運行管理業務システム」に反映させ、健康管理要注意者は日々の点呼で健康状態や服薬の確認をおこなうとともに「健康状態チェックシート」により乗務するのに異常がないかを確認しております。

※ 別紙参照（春の健康診断の流れ）

## 2. 健康状態チェックシートの実施（毎日・始業点呼時）

平成 26 年 4 月に改定された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、脳・心臓疾患にかかる前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要する事項について、平成 26 年 8 月より同シートにより始業点呼時に乗務員と運行管理者とで相互に確認をおこなっております。

## 3. 健康相談の実施（毎月）

事業所ごとに全従業員を対象にした産業医および保健スタッフによる健康相談（産業医は月 1 回、保健スタッフは月 2 回）を実施しており、健康保持増進のため生活習慣の改善指導等を行っております。定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある従業員については、継続的に保健指導を受けさせています。

## 4. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）への対応（随時）

健康維持および睡眠時無呼吸症候群による漫然運転や居眠り運転防止の観点から、運転職を対象に検査を実施しております。

検査対象者は、運転職に実施している運転適性診断に睡眠時無呼吸症候群に関する判定項目があるため、その結果を活用しております。

その判定基準は、問診と肥満度に基づいており、睡眠時無呼吸症候群の恐れが非常に高いと判定された者は産業医と相談のうえ、検査を実施しております。

検査は、簡易検査および精密検査を実施しております。

簡易検査については自宅でパルスオキシメトリ法（指先に付けたセンサ）と圧力センサ方式（鼻の先に付けたセンサ）による検査をおこない、その結果、要精密検査、要治療と診断されたものに対し、呼吸器内科、耳鼻咽喉科等においてポリソムノグラフィー（PSG）による精密検査を実施しております。

なお、睡眠時無呼吸症候群と判断されたものについては、CPAPによる治療やマウスピース装着を開始し、医師の診断のもと健康状況を管理しながら安全な運行に努めております。

#### 5. 脳ドック検査の実施（随時）

突然の意識障害を未然に防ぐため、指定病院（2カ所）において平成28年1月より40歳以上の乗務員に対し、脳ドック検査をおこなっております。空港連絡バスの乗務員を優先に5年間で対象者全員が検査を終える予定です。

#### 【検査内容】

MR I、MR A、頸動脈超音波検査、心電図、血液、尿、眼底検査等

#### 6. 規制薬物検査の実施

平成25年度より本人から検査実施の同意書をとったうえで、乗務員に対し、検体（尿）の採取によるスクリーニング検査をおこなっております。

#### 7. メンタルヘルス対策

研修センターにおいて副所長・助役研修や入社3か月目の運転士研修等において、保健スタッフがメンタルヘルス教育を行っております。

また、全従業員を対象に、保健スタッフによる健康相談窓口を開設しております。また、対策強化の一環として、従業員およびその家族がカウンセリングを受けられるよう外部機関と平成20年4月から契約をしております。

さらに、平成27年4月より精神科医と産業医契約を締結し、毎月1回2時間、本社においてメンタル不調者の面談をおこなっており、休業者の職場復帰支援や不調者の早期発見による休業防止を図っております。

## 8. 健康手帳の配布

平成26年6月に全従業員に対し健康手帳を配布いたしました。

内容は、国土交通省作成の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」のなかの健康管理ノートに盛り込むことが望ましい事項とされている、①生活習慣の改善の重要性、②運転に支障を及ぼすおそれのある疾病に係る基礎知識、③定期健康診断の活用方法、④運転者が事業者に対して報告すべき事項、⑤運転中に身体の異常を感じた場合の処置、⑥運転者自身の健康状態の記入欄が盛り込まれた内容となっており、乗務員に対する月次教育にも使用しております。

## 9. トータル・ヘルス・プロモーション（総合健康支援）の実施

トータル・ヘルス・プロモーションとは、厚生労働省の「事業所における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく、働く人全員を対象とした「総合的なところとからだの健康づくり運動」です。

平成22年度より営業所ごとに年に1度行っております。内容は、保健指導、運動指導、栄養指導と一部の営業所においては保健所の協力を得て、歯科衛生指導を行っております。

## 10. ストレスチェック

平成27年12月1日施行の労働安全衛生法一部改正により義務化されたので、今後実施していきます。

※ 保健スタッフ（保健師2名、看護師2名）

以上

## 定期健康診断の流れ

1. 定期健康診断の実施



2. 定期健康診断の結果表を個人へ配布



3. 乗務員台帳への健康診断結果データの反映



4. 健康診断結果から産業医による二次健診の判断



5. 衛生管理者から該当者への産業医判定による二次健診の指示  
教育記録の作成



6. 二次健診結果



7. 二次健診の結果を受け治療が必要な者は主治医の指示のもと継続的に治療を行う

その他

※ 健康診断結果による産業医・保健スタッフ健康相談の実施(随時)

※ 運行管理業務システムへ健康管理要注意者の入力

※ 衛生管理者は追跡管理書を作成する